

令和六年第三回
世田谷区教育委員会定例会

時 令和六年二月九日

所 世田谷区教育委員会会議室

午前十時開議

○渡部教育長 ただいまから令和六年第三回世田谷区教育委員会定例会を開会いたします。

まず、次第の1、令和六年第二回定例会会議録の承認についてですが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○渡部教育長 御異議なしと認め、会議録を承認することといたします。

次第の2、本日の署名委員を指名させていただきます。鈴木委員と坂倉委員、どうぞよろしくお願いいたします。

本日は、議案九件と事務局からの報告が十四件ございます。

それでは、次第の3、議事に入ります。

日程第一を上程いたします。

〔大野調整係長朗読〕

日程第一 議案第三号 令和五年度世田谷区教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告書

○渡部教育長 議案第三号につきまして、知久教育政策・生涯学習部長より提案理由の説明をお願いします。

○知久教育政策・生涯学習部長 議案第三号、令和五年度世田谷区教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告書について御説明申し上げます。

本件につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第二十六条の規定に基づき実施した令和五年度の世田谷区教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の結果について御審議いただくものでございます。

本件に関しては、昨年六月に開催された教育委員会定例会において、点検・

評価の実施方針及び学識経験者の委嘱の議決をいただきました。その後、十一月以降の教育委員会定例会において、委員の皆様のご御議論、御意見を踏まえて取りまとめましたので、御提案させていただくものでございます。

本件について議決をいただいた後は、二月二十六日に開催される文教常任委員会へ報告し、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の定めに従いまして、三月一日に本報告書を世田谷区議会に提出するとともに、ホームページ等で区民に公表してまいります。

説明は以上となります。御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○渡部教育長 ただいまの説明に対して、御質問、御意見がございましたら、どうぞ。

よろしいですか。

〔「なし」の声あり〕

○渡部教育長 それでは、議案第三号について採決を行います。

本件を原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○渡部教育長 御異議なしと認め、本件を原案のとおり承認いたします。

次に、日程第二を上程いたします。

〔大野調整係長朗読〕

日程第二 議案第四号 区議会提出議案に関する意見聴取（令和五年度一般

会計補正予算案（第六次）（教育委員会事務局所管

分）

○渡部教育長 議案第四号につきまして、知久教育政策・生涯学習部長より提案理由の説明をお願いします。

○知久教育政策・生涯学習部長 議案第四号、区議会提出議案に関する意見聴

取（令和五年度一般会計補正予算案（第六次）（教育委員会事務局所管分）

について御説明申し上げます。

本案は、令和六年第一回世田谷区議会定例会に提出予定である令和五年度一般会計補正予算案（第六次）（教育委員会事務局所管分）について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第二十九条の規定に基づき、区長から意見を求められましたので、提案するものでございます。

補正予算案の内容は、資料右上、三ページ以降、世田谷区補正予算に記載しております。まず、一般会計補正予算（第六次）でございます。歳入について、資料右上、一〇ページを御覧ください。記載の金額はいずれも区全体のもので、資料右上、一〇ページを御覧ください。記載の金額はいずれも区全体のもので、教育委員会事務局所管分の主な内訳を御説明いたします。13 国庫支出金の01 国庫負担金ですが、補正予算額一億六千八百六十六万五千円のうち、教育委員会事務局所管分は二千万八千円の増額補正、また、02 国庫補助金は、区全体では減額補正ですが、教育委員会事務局所管分は二億四千四百六十万二千円の増額補正となります。いずれも瀬田小学校改築工事の補助金額の内定等によるものです。

次に、15 財産収入について、義務教育施設整備基金及び世田谷遊びと学びの教育基金、それぞれの運用利子の増により一千七十六万三千円の増額補正が含まれています。

次に、歳出について、資料右上、一一ページを御覧ください。08 教育費の補正予算額は一千四百二十八万八千円の減となっております。その主な内訳について御説明いたします。01 教育総務費につきましては、小学校の教科書採択に伴う教師用指導書及び教師用デジタル教科書の購入経費や、部活動支援員の謝礼の増額等により三億百七十三万円増額補正いたします。なお、子ども・若者部所管分の予算が四千四百十万六千円減額補正するため、全体では計二億五千七百六十二万四千円の増額補正となります。02 小学校費は、校舎校庭等施設整備・充実費を一億八千八百四十一万円増額補正、光熱水費の減等により

四億三千百三十五万円減額補正し、合計では計二億四千二百九十四万円の減額補正となります。03 中学校費は、校舎校庭等施設整備・充実費等を二億四千百二十二万円増額補正、光熱費の減により二億七千四百二十二万六千円減額補正し、合計では計三千二十万六千円の減額補正となります。06 社会教育費は、文化財保護事業費等を三千五百七十二万八千円増額補正、中央図書館、地域図書館、まちかど図書室維持運営費を三千四百四十九万四千円減額補正し、合計では計百二十三万四千円の増額補正となります。

次に、繰越明許費の補正でございます。資料右上、一六ページを御覧ください。08 教育費について、合計で二十三億六千二百三十七万八千円を令和六年度に繰越しますが、先ほど御説明しました区立小学校教師用指導書及び小学校教師用デジタル教科書の購入や、用賀小学校、玉川小学校の照明LED化改修工事、烏山中学校空調設備改修工事、民家園の耐震診断及び補強設計、経堂図書館の照明LED化改修工事等が年度内に終了しないことによるものです。

次に、債務負担行為の補正でございます。資料右上、一七ページを御覧ください。1、変更の四事業について、委託料や工事費、設計費の増額に伴い、金額を変更するものです。

以上が一般会計補正予算案（第六次）（教育委員会事務局所管分）の主な概要でございます。なお、詳細は資料右上、二〇ページ以降の世田谷区補正予算説明書を後ほど御確認いただければと思います。

御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○渡部教育長 ただいまの説明に対して、御質問、御意見ございましたら、どうぞ。

「「なし」の声あり」

○渡部教育長 それでは、議案第四号について採決を行います。

本件を原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○渡部教育長 御異議なしと認め、本件を原案のとおり承認いたします。

次に、日程第三を上程いたします。

〔大野調整係長朗読〕

日程第三 議案第五号 区議会提出議案に関する意見聴取（令和六年度一般

会計予算案（教育委員会事務局所管分）及び令和六

年度学校給食費会計予算案）

○渡部教育長 議案第五号につきまして、知久教育政策・生涯学習部長より提案理由の説明をお願いします。

○知久教育政策・生涯学習部長 議案第五号、区議会提出議案に関する意見聴取（令和六年度一般会計予算案（教育委員会事務局所管分）及び令和六年度学校給食費会計予算案）について御説明申し上げます。

本案は、令和六年世田谷区議会第一回定例会に提出予定である令和六年度一般会計予算案（教育委員会事務局所管分）及び令和六年度学校給食費会計予算案について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第二十九条の規定に基づき、区長から意見を求められましたので、提案するものでございます。

資料右上、三ページより、令和六年度当初予算（案）概要〔教育委員会所管分〕という資料をおつけしております。二一ページ以降は、世田谷区全体の予算書をおつけしておりますが、そのうち、教育費関連の予算を概要版として整理したものですので、この資料に基づき説明いたします。

資料右上、五ページを御覧ください。令和六年度予算編成の基本的な考え方についてです。国の経済動向や区の財政見通しなどは記載のとおりですが、区では、大規模自然災害への備えをはじめ、障害者自立支援給付などの社会保障関連経費、本庁舎等整備や区立小・中学校など公共施設の改築、改修等、増加する行政需要に確実に対応していく必要があります。こうしたことを踏ま

え、区は災害対策の強化に最優先で取り組むとともに、新たにスタートする基本計画に掲げる重点政策を進め、区民一人ひとり、誰もが安全で安心して暮らせる地域社会を実現する、身近な地区の防災力を高める予算として編成いたしました。

資料右上、六ページにお進みください。上段の表は、各会計別の予算規模になります。特別会計を含めた区全体の予算規模は五千五百九十六億円で、前年度比百九億七千五百万円の増となっています。

資料右上、八ページ以降は、歳出予算の概要になります。重点項目として、iv教育では、記載の六項目としており、後ほど詳しく説明をいたします。なお、一〇ページには、一般会計歳出予算の性質別及び款別の一覧を、一一ページには、新たな行政経営の移行実現に向けた取組みについて記載しております。後ほど御確認ください。

それでは、資料右上、一二ページを御覧ください。ここからは教育委員会所管分について記載しております。なお、記載の予算額につきましては、子ども・若者部が所管する教育費を除いた教育委員会が所管する教育費を記載しております。教育委員会が所管する令和六年度一般会計の教育費は、表の合計欄にあるとおり、前年度より五十二億二千四百四十八万四千円、一六・五%増の三百六十八億八千九百九万六千円となりました。令和六年度を初年度とする世田谷区教育振興基本計画の教育目標「幸せな未来をデザインし、創造するせたがやの教育」と四つの基本方針、「新しい知を創造する」、「地球の一員として行動する」、「多様性を受け入れ自分らしく生きる」、「共に学び成長し続ける」のもと、実施計画（行動計画）に掲げる取組みを着実に推進してまいります。

資料右上、一三ページです。2、一般会計職員費は、記載のとおりです。

3、学校給食費会計ですが、食材料費高騰への対応などにより、前年度比一億

五千五百七十七万四千円の増となっています。

資料右上、一四ページ、4、重点項目を御説明いたします。(1)教育、まず、多様な学びの場や居場所の充実です。学びの多様化学校（不登校特例校）分教室「ねいろ」の指導体制を充実するため、区独自の教員を配置いたします。また、「ねいろ」では、令和七年一月より給食の提供を開始いたします。このほか、ほつとルームを六十校に拡大するほか、オンラインを活用した居場所提供や学習支援の実施等、児童・生徒の学びの場や居場所の充実を図ります。また、昨年十二月に設置した世田谷区立学びの多様化学校（不登校特例校）等基本構想策定委員会において、学びの多様化学校本校の開設に向けた検討を進めます。

次に、教育相談・特別支援教育の推進です。医療的ケア児の宿泊行事保護者同行に対する支援を新たに行うほか、学校生活サポーターや特別支援学級支援員の配置を拡充いたします。また、特別支援学級の設置・開設準備を進めます。

資料右上、一五ページに移ります。教育総合センターの運営です。新たに小学校八校、中学校四校にてSTEAM教育講座の出前授業を行うほか、青少年交流センター三施設でも出前講座を開始いたします。また、教育総合センターを日曜も開館し、区民利用の充実に図ります。

次に、小中学生の国際交流です。「日本でできる国内留学プログラム」について、従来の対象学年である小学五、六年生、中学二、三年生に加え、中学一年生も対象学年とするほか、バンバリー市等との姉妹都市交流事業を引き続き実施してまいります。

次に、教員の働き方改革です。（仮称）学校における働き方改革アクションプランの策定や統合型校務支援システムの利便性の向上、部活動地域移行トライアル事業の拡充など、教員の負担軽減に向けて取り組んでまいります。

資料右上、一六ページに移りまして、学校の整備・改築等です。記載のとおり、改築工事、学級増に伴う改修を行うとともに、普通教室等のエアコン更新も着実に行ってまいります。

続きまして、(3)地域経済安定化に向けた取組みの学校給食費等保護者負担の軽減です。小・中学校の児童・生徒の給食費無償化を行うとともに、アレルギ―等による弁当持参者や特別支援学校に通う児童・生徒の家庭に対しても同等の支援を新たに実施します。また、給食室改修工事に伴う給食停止期間中の支援も継続し、実施してまいります。その他、幼・小・中学校の緑化や、再掲になりますが、教育DXの推進、公共施設整備、特別会計として、学校給食費会計における取組みなどを記載しております。

また、資料右上、一八ページ以降には主要事業の説明資料をおつけしておりますので、後ほど御確認ください。

以上、令和六年度一般会計予算案（教育委員会事務局所管分）及び令和六年度学校給食費会計予算案について御説明いたしました。

御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○渡部教育長 ただいまの説明に対して、御質問、御意見がございましたら、どうぞ。

〔「なし」の声あり〕

○渡部教育長 それでは、議案第五号について採決を行います。

本件を原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○渡部教育長 御異議なしと認め、本件を原案のとおり承認いたします。

次に、日程第四を上程いたします。

〔大野調整係長朗読〕

日程第四 議案第六号 区議会提出議案に関する意見聴取（世田谷区職員定

数条例の一部を改正する条例

○渡部教育長 議案第六号につきまして、知久教育政策・生涯学習部長より提案理由の説明をお願いします。

○知久教育政策・生涯学習部長 議案第六号、区議会提出議案に関する意見聴取（世田谷区職員定数条例の一部を改正する条例）について御説明申し上げます。

本案は、二月開催の令和六年世田谷区議会第一回定例会において提出予定である世田谷区職員定数条例の一部を改正する条例について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第二十九条の規定に基づき、区長から意見を求められましたので、提案するものでございます。

右上のページ番号の二ページ以降が区議会へ提出する予定の議案文でございます。三ページを御覧ください。本主旨は、職員の定数に関する定義を整備するとともに、新たな定義に基づき職員の定数を改定し、併せて規定の整備を図る必要があるため、所要の改正を行うものでございます。

具体的には、五ページにございます新旧対照表を御覧ください。主なものとして、第二条第二項において、定数の定義を任用上の上限とした上で、第三条の職員の定数には、育児休業中の職員や、臨時的、暫定的に配置している職員なども含んだ数とすることで、より明確で分かりやすく見直すものでございます。

改正後の条例の施行日は、令和六年四月一日でございます。

説明は以上です。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○渡部教育長 ただいまの説明に対して、御質問、御意見がございましたら、どうぞ。

「「なし」の声あり」

○渡部教育長 それでは、議案第六号について採決を行います。

本件を原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○渡部教育長 御異議なしと認め、本件を原案のとおり承認いたします。

次に、日程第五を上程いたします。

〔大野調整係長朗読〕

日程第五 議案第七号 世田谷区教育委員会会計年度任用職員の設置に関する規則の一部を改正する規則

○渡部教育長 議案第七号につきまして、知久教育政策・生涯学習部長より提案理由の説明をお願いします。

○知久教育政策・生涯学習部長 議案第七号、世田谷区教育委員会会計年度任用職員の設置に関する規則の一部を改正する規則について御説明申し上げます。

本案は、令和六年度に任用する会計年度任用職員の職名の変更及び職の削除をするために改正するものでございます。

右上、三ページの新旧対照表を御覧ください。乳幼児教育・保育支援課が任用する幼稚園事務補助員について、勤務地に幼稚園のほか認定こども園を追加するとともに、職名を幼稚園・認定こども園事務補助員へ変更するものです。

また、図書館業務員（障害）の職員については、教育委員会ではなく、区人事課において任用する職員のため、削除するものです。

改正後の規則の施行日は、令和六年四月一日でございます。

説明は以上です。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○渡部教育長 ただいまの説明に対して、御質問、御意見がございましたら、どうぞ。

〔「なし」の声あり〕

○渡部教育長 それでは、議案第七号について採決を行います。

本件を原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○渡部教育長 御異議なしと認め、本件を原案のとおり承認いたします。

次に、日程第六から日程第八までを併せて上程いたします。

〔大野調整係長朗読〕

日程第六 議案第八号 世田谷区登録天然記念物への登録（四件）

日程第七 議案第九号 世田谷区登録天然記念物への登録及び世田谷区指定

天然記念物への指定（三件）

日程第八 議案第十号 世田谷区登録有形文化財への登録及び世田谷区指定

有形文化財への指定（堂ヶ谷戸遺跡出土の顔面把手

付土器）

○渡部教育長 議案第八号から議案第十号まで、三件につきまして、知久教育政策・生涯学習部長より提案理由の説明をお願いします。

○知久教育政策・生涯学習部長 議案第八号から議案第十号の三案につきましては、いずれも文化財に関連する議案でございますので、一括して説明させていただきます。

今回の議案は、令和五年十二月十二日の教育委員会において、区文化財保護審議会への諮問が決定された案件について、同審議会より、世田谷区登録文化財への登録及び世田谷区指定文化財への指定に値する旨の答申が令和六年一月十六日付でございましたので、区登録文化財への登録及び区指定文化財への指定を御提案申し上げます。

まず、議案第八号、世田谷区登録天然記念物への登録（四件）について御説明申し上げます。登録天然記念物につきましては、添付しております資料1から4の答申資料により御説明いたします。

三ページの資料1を御覧ください。一件目は、駒留八幡神社のクロマツで

す。四ページの写真を御覧ください。本樹は真つすぐに伸びた雄大で整った樹形で、樹高は三十メートルと区内でも有数の巨樹であることから、区の登録天然記念物への登録にふさわしいとの答申がありました。

次に、六ページの資料2をお開きください。一件目は、行善寺のヒノキです。七ページの写真を御覧ください。通常、ヒノキは幹が一本通直に伸びますが、本樹は三方に分かれる特異な樹形をしており、区内では他に例を見ない樹形であることから、区の登録天然記念物への登録にふさわしいとの答申がございました。

次に、九ページの資料3をお開きください。三件目は、静嘉堂のギンモクセイです。一〇ページの写真を御覧ください。ギンモクセイはあまり大きく育つ木ではありませんが、本樹の樹高は十メートルを超えており、枝ぶりも非常に見事で、十メートルを超えるギンモクセイの巨樹は貴重であることから、区の登録天然記念物への登録にふさわしいとの答申がありました。

次に、一二ページの資料4をお開きください。四件目は、松沢病院のタギョウシヨウです。一三ページの写真を御覧ください。タギョウシヨウは通常、樹高は二から五メートルほどですが、本樹は樹高八メートルで、樹形も美しく、生育状況も良好であることから、区の登録天然記念物への登録にふさわしいとの答申がありました。

以上が登録天然記念物に関する答申の内容となります。

続きまして、議案第九号、世田谷区登録天然記念物への登録及び世田谷区指定天然記念物への指定（三件）について説明申し上げます。

登録及び指定天然記念物につきましては、添付しております資料1から3の答申資料により御説明いたします。

初めに、三ページの資料1をお開きください。一件目は、乗泉寺世田谷別院のクスノキです。四ページの写真を御覧ください。樹高二十五メートルで、幹

周り六メートルを超えており、区内でも有数の巨樹です。加えて、太い幹から分岐する大枝を広げた自然樹形は美しく、それをよく保っていることから、区の登録天然記念物への登録及び指定天然記念物への指定にふさわしいとの答申がありました。

次に、六ページの資料2をお開きください。二件目は、慶元寺のケヤキです。八ページの写真を御覧ください。ケヤキは世田谷区の木でございます。かつての喜多見地区の農村集落では、敷地境界にケヤキを列植し、屋敷林としていました。慶元寺には、現在も列植された五本のケヤキが樹形の整った巨樹となつて残されており、喜多見一帯が農村であつた頃を想起させる景観を形成していることから、区の登録天然記念物への登録及び指定天然記念物への指定にふさわしいとの答申がありました。

次に、一〇ページの資料3をお開きください。三件目は、玉川神社のクスノキです。一一ページの写真を御覧ください。本来、クスノキは幹が真っすぐ高く成長しますが、本樹は根元と太根が著しく肥大化し、本来のクスノキとは異なる特異な樹形をしております。また、幹周りは七メートルに迫り、クスノキとしては区内では他に例を見ない樹形であることから、区の登録天然記念物への登録及び指定天然記念物への指定にふさわしいとの答申がございました。

以上が登録及び指定天然記念物に関する答申の内容となります。最後に、議案第十号、世田谷区登録有形文化財への登録及び世田谷区指定有形文化財への指定（堂ヶ谷戸遺跡出土の顔面把手付土器）について御説明申し上げます。

三ページの資料1をお開きください。当該土器は、平成三十一年二月に実施された堂ヶ谷戸遺跡の第六十一次調査において出土いたしました。

四ページの写真を御覧ください。顔面部と胴部が共に遺存した形での出土は区内で初めてであり、器形、時期から見ても都内でも出土例は少なく貴重であ

ることから、区の登録有形文化財への登録及び指定有形文化財への指定にふさわしいとの答申がありました。

以上の天然記念物及び有形文化財の八件につきまして、区文化財保護審議会より、世田谷区の歴史や文化を理解する上で重要な文化財として登録及び指定に値するとの答申をいただきました。

答申文（写）のとおり、文化財として登録及び指定をいたしたく、御審議のほどよろしくお願いいたします。

説明は以上でございます。

○渡部教育長 ただいまの説明に対して、御質問、御意見がございましたら、どうぞ。

〔「なし」の声あり〕

○渡部教育長 それでは、本三件について、一括して採決することといたします。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○渡部教育長 御異議なしと認め、採決に入ります。

本三件を原案どおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○渡部教育長 御異議なしと認め、議案第八号から議案第十号までの三件を原案のとおり承認いたします。

次に、日程第九を上程いたします。

〔大野調整係長朗読〕

日程第九 議案第十一号 区議会提出議案に関する意見聴取（職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例）

○渡部教育長 議案第十一号につきまして、小泉学校教育部長より提案理由の

説明をお願いします。

○小泉学校教育部長 それでは、私から、議案第十一号、区議会提出議案に関する意見聴取（職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例）について御説明いたします。

このたび、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の議案提出に伴い、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第二十九条に基づき区長より意見を求められたため、本議案を提出するものでございます。

改正の趣旨でございますが、区として、令和二年度に児童相談所を開設して以降、家庭養育を優先した社会的養護の受皿として、里親の拡大に取り組み、区民、各種機関、企業等に呼びかけてきましたが、区職員においても普及啓発や、職員自身が里親になりやすい環境整備の観点から、限定的に認めていた養育里親における育児休業等の取得要件を緩和し、全ての養育里親が育児休業等を取得可能にするために改正するものでございます。

五ページの新旧対照表を御覧ください。改正内容といたしましては、改正前の下線部、「（児童の親その他の同法第二十七条第四項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法第六条の四第二号に規定する養子縁組里親として当該児童を委託することができない職員に限る。）」の部分削除し、改正後の記載のとおり、附則を加えるものでございます。

施行日は、令和六年四月一日でございます。

説明は以上です。よろしく御審議のほど、お願いいたします。

○渡部教育長 ただいまの説明に対して、御質問、御意見がございましたら、どうぞ。

「「なし」の声あり」

○渡部教育長 それでは、議案第十一号について採決を行います。

本件を原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

「異議なし」の声あり」

○渡部教育長 御異議なしと認め、本件を原案のとおり承認いたします。

それでは、次第の4、報告事項の聴取に入ります。

(1)次期世田谷区基本計画（案）について、本件に関して、井上教育総務課長より説明をお願いします。

○井上教育総務課長 それでは、次期世田谷区基本計画（案）につきまして御説明をさせていただきます。

資料を御覧いただければと思います。まず、1の主旨は記載のとおりでございます。

2の基本計画（案）でございますが、別紙1が基本計画（案）の概要版、別紙2が基本計画（案）となります。

3の素案から案への主な追加・修正は、記載のとおりでございます。後ほど別紙2の基本計画（案）本編の該当ページを御覧いただきながら、主な追加・修正箇所を中心に簡単に御説明をいたします。

続いて、4のパブリックコメント等の実施結果でございますが、計画案の作成に向け、基本計画（素案）に対するパブリックコメントやデシデウムを活用した意見交換を実施したほか、啓発用に子ども向けリーフレットを作成しまして、いただいた子どもたちからの意見など、幅広く意見をいただきました。実施結果は、資料二五〇ページからの別紙3としてまとめておりますので、後ほど御確認いただければと存じます。

続いて、5の今後のスケジュールでございますが、三月末の策定を予定してございます。

それでは、右上のページ番号で、二九ページからの別紙2、基本計画（案）を御覧いただきながら、素案からの主な変更点を御説明させていただきます。

早速でございますが、資料三二ページを御覧ください。三二ページから三四

ページにかけまして、平成二十五年九月に区議会の議決をいただき、策定されました基本構想を追記してございます。

続きまして、五二ページをお開きください。世田谷区のまちづくり像を追加してございます。基本的に都市像は短期的に変更するものではないこと、また、都市整備方針も二十年の期間で同図を掲げていることから、現行の基本計画で示したまちづくり像からは大きく変更しておりませんで、うめとびあ、上用賀公園等、時間の経過に伴う時点修正にとどめてございます。

続きまして、五七ページを御覧ください。五七ページの重点政策1、子ども・若者が笑顔で過ごせる環境の整備から、六つの重点政策それぞれにつきまして成果指標の数値を追加してございます。それぞれの成果指標につきまして、現況値、中間目標値、最終目標値を記載しております。以降、七〇ページまでが重点政策となっております。

続きまして、七一ページを御覧ください。七一ページから分野別政策となります。

七三ページをお開きください。政策とSDGsとの関係でございますが、三段落目にジェンダー主流化についての記載を追記してございます。

続きまして、七五ページをお開きください。この七五ページから一四三ページまでが二十二の分野別政策となります。こちらにつきましても、重点政策同様、成果指標の現況値、目標値を追記してございます。そのほか、政策ごとに基本構想の九つのビジョンとの関連につきまして、政策名の右上に追記するなどしてございます。

続きまして、一四四ページを御覧ください。第五章として、実施計画の章を新たに設けてございます。昨年十一月十六日の教育委員会で御報告しました実施計画（素案）を基本計画と一体化させまして、第五章としてお示しをしてございます。

続きまして、一四六ページを御覧ください。実現に向けた行動量及び事業の成果指標について、素案では項目のみでございましたが、四年間の具体的な数値を追記してございます。

以降、二四一ページまで、二十二政策、六十二施策、百七十事業について、それぞれ行動量、成果指標を記載してございます。なお、二四二ページ以降に実施計画事業費の一覧、また、先ほども申し上げましたが、二五〇ページから別紙3、基本計画（素案）に対する区民意見及び区の考え方となります。説明は割愛いたしますが、後ほど確認いただければと存じます。

説明は以上となります。

○渡部教育長 ただいまの説明に対して、御質問、御意見がございましたら、どうぞ。

「「なし」の声あり」

○渡部教育長 それでは、次に進みます。

(2)新たな行政経営への移行実現プラン（案）について、本件に関して、井上教育総務課長より説明をお願いします。

○井上教育総務課長 続きまして、新たな行政経営への移行実現プラン（案）について御説明させていただきます。

なお、本件につきましては、この間、政策経営部において検討、調整を重ねまして、このたび、教育委員会事務局が所管する文教領域を含めた各領域の具体の取り組み項目を追加し、案として取りまとめたことから、教育委員会におきまして御報告させていただくものでございます。

1の主旨でございますが、現在、区で検討を進めている次期基本計画の策定と併せまして、計画に掲げる施策を着実に推進し、目指すべき未来の世田谷の姿を実現するため、令和六年度を初年度とする新たな行政経営への移行実現プランの計画案を御報告するものでございます。

2の計画期間は、令和六年から九年までの四年間、また、3の計画の位置づけにつきましては記載のとおりでございます。

資料二ページを御覧ください。4の計画案でございますが、計画の構成は資料記載のとおりでございます。三ページ以降、九五ページまでが計画案の本編となります。

5の今後のスケジュールでございますが、年度内の計画策定を予定してございます。

それでは、次に右上のページ番号で、一五ページを御覧いただければと思います。本計画の基本的な考え方でございます。区民目線による行政サービスの推進、多様な主体との連携強化による経営力の向上、経営資源の最適化、これら三つの考え方を軸に、次の一六ページを御覧ください。この一六ページに記載してございます五つの到達点を定めまして、具体的に取組みを進めてまいります。

続きまして、三五ページを御覧ください。この三五ページ以降がプランの取組みでございます。先ほど一六ページで御説明しました五つの到達点ごとに取組みを整理してございます。区全体として百一の項目に取り組んでまいります。

それでは、文教領域の主な取組みを簡単に御説明させていただきます。「まち」全体を学びの場と捉えます。五〇ページをお開きください。一一二二、区立小・中学校等と区内高校・大学・企業等との連携の推進でございます。「まち」全体を学びの場と捉え、区内の教育資源や人材等と学校をつなぐプラットフォームの構築に向け、地域リソースの活用や多様な学びを支援する探究プログラムを開発するとともに、区立小・中学校等と区内高校、大学、企業等との連携の取組みを進めてまいります。魅力ある学校・園づくりを令和六年度にモデル校一校において試し、順次、拡大をまいります。

続きまして、七六ページをお開きください。三一六、小・中学校における保護者教材費の集金サービス等の導入です。児童・生徒が学校経由で購入する教材について、民間の集金サービスの導入等を検討し、保護者からの申込み取りまとめや集金等の作業をオンライン化するなど、保護者の利便性向上を図るとともに、教職員の事務負担を軽減し、児童・生徒と向き合う時間の拡充につなげてまいります。

続きまして、七七ページをお開きください。三一八、学校生活ポーター等への報償費支払事務等の効率化です。年間約千百人を対象とする学校生活ポーター等への報償費支払い業務の改善を進め、学校と教育委員会との情報連携の円滑化を図るとともに、職員の業務時間を削減し、特別支援教育やインクルーシブ教育、就学相談及び不登校支援など、教育相談の施策立案に注力できる体制を構築してまいります。また、教育委員会内の他類似業務への展開など、さらなる業務の効率化を検討してまいります。

文教領域につきましては、ただいま御説明した三つの取組みも含め、計九つの項目に取り組んでまいります。

説明は以上となります。

○渡部教育長 ただいまの説明に対して、御質問、御意見がございましたら、どうぞ。

「「なし」の声あり」

○渡部教育長 それでは、次に進みます。

(3) 令和六年四月一日付け組織改正（案）について、本件に関して、井上教育総務課長より説明をお願いします。

○井上教育総務課長 それでは、令和六年四月一日付け組織改正（案）について御説明をさせていただきます。

資料を御覧ください。まず、1の基本的な考え方でございます。区政の重点

的課題、緊急課題への対応や、事業見直し等に伴う体制を整備するため、令和六年四月一日付で、別紙にありますとおり、組織改正を行うものでございます。組織改正の主な内容についてですが、領域ごとに内容を取りまとめがございます。

それでは、文教領域、教育委員会事務局関連について御説明をさせていただきます。資料右上のページ番号で九ページを御覧ください。左から、所管部、現行組織、改正組織、改正内容となっております。教育委員会事務局、教育総合センターでございますが、STEAM教育をはじめ、新たな学びの創出や魅力ある学校づくり、地域や企業、教育機関との連携等に関する各取組みを集約し、九十校それぞれのニーズに対応できるとともに、他課との連携した体制づくりを推進するため、事業推進担当課を新設いたします。

説明は以上でございます。

○渡部教育長 ただいまの説明に対して、御質問、御意見がございましたら、どうぞ。

よろしいですか。

「「なし」の声あり」

○渡部教育長 それでは、次に進みます。

(4)区立中学校敷地内への飲料用自動販売機試行設置の検証状況について、本件に関して、井上教育総務課長より説明をお願いします。

○井上教育総務課長 本件でございますが、令和四年六月一日より区立中学校に試行として設置しております飲料用自動販売機の検証状況について御報告をさせていただきますのでございます。

資料を御覧ください。まず、1の自販機の設置状況でございます。設置校は区立桜丘中学校で、設置目的は記載のとおりでございます。取り扱う販売品目の条件は、ペットボトルの容器は不可とする。ただし、水、無糖のお茶、熱中

症対策飲料はこの限りではないといたしまして、入札により設置事業者を選定いたしました。自販機の設置事業者、試行設置期間、貸付金額は記載のとおりでございます。

2の自販機の利用状況でございます。(1)自販機利用に関するガイドラインについてでございますが、桜丘中学校では、令和四年六月の試行設置開始に合わせまして自販機利用ガイドラインを作成し、令和五年度についても生徒会による校内周知等を行ってございます。ガイドラインの概要につきましては、記載のとおりでございます。

次に、(2)利用者アンケート等でございますが、今年度は、全校生徒とともに全保護者を対象にアンケートを実施いたしました。

資料五ページを御覧いただければと思います。まず、全校生徒を対象にしたアンケート結果でございます。全生徒六百八十六名中、四百二十六名から回答がございました。①の今年度、自販機を利用したことがありませんかに対し、利用したことがあるが百八十六名、利用したことがないが二百四十名という結果でございます。②では、①の項目で自販機を利用したことがないと回答した生徒二百四十名にその理由を尋ねた項目となります。水筒を持ってきているからという回答が昨年度に続き一番多く百八十四名、また、学校の水道や冷水器を利用するからという回答が七十七名で、昨年から大きく増加をしております。③は、①での項目で自販機を利用したことがあると回答した生徒百八十六名に利用頻度を尋ねた項目となります。ほぼ毎日がゼロ名、週に二、三回が八名、月に一、二回が二十九名、これまでに数回が百四十九名でございました。④の項目以降、七ページの⑦の項目まで、記述式の回答も含めた結果は、それぞれ記載のとおりでございます。

続きまして、七ページの中段から保護者を対象としたアンケート結果となります。昨年はPTA、学校運営委員五十一名を対象としたアンケートを行いま

したが、今年度は全保護者を対象にアンケートを実施し、回答数は四百十二名でございました。七ページの①学校に自販機が設置されていることを御存じですかから、八ページまで、アンケート結果は記載のとおりでございますが、自販機の設置を知っている保護者が回答数の約九割でございました。

資料は二ページに一旦お戻りいただければと思います。(3)令和四年六月～令和五年十二月の売上状況でございます。なお、このページの欄外、下のほうに米印で記載してございますが、今年度、夏休み期間中でございます七月二十四日から八月二十七日まで、学校における電気関係の工事のため、販売を休止してございます。

続きまして、三ページを御覧ください。(4)使用電力量でございます。設置事業者に対する貸付け金額でございます月額二万四百六十円以外に、使用電力の費用負担は設置事業者が行います。①は令和四年度、こちらは十か月間でございますけれども、十か月間の使用電力、②は同じく令和四年度、十か月間の電気料金でございます。③が令和四年度の使用電力量から推計いたしました今年度、令和五年度の一年間の使用電力量と電気料金の想定となります。

続きまして、3の設置校の環境教育等の取り組みについてでございますが、(1)自販機脇に設置のリサイクルボックスの活用と分別の指導から、(4)熱中症予防の指導まで、記載のとおり取り組みを行っております。

続きまして、4の試行設置における評価等についてでございます。まず、(1)学校生活への影響についてでございますが、設置から二年目に入りまして、当初の敷地内に自販機が設置されているという特別な状況から、今年度の売上げなどからも自販機の存在が常態化しているように見受けられます。また、今年度、自販機に関連したトラブルなどの報告は現時点では受けてございません。

続きまして、四ページを御覧ください。(2)売上げ状況等についてござい

ます。令和五年度の売上本数、金額はともに昨年度比でおおむね半減となっております。令和五年度の売上本数、金額はともに昨年度比でおおむね半減となっております。また、先ほど御紹介したアンケート結果からでございますが、自販機の利用者は全校生徒の三割以下となっております。この要因でございます。すけれども、自販機の設置自体が比較的珍しいものではなくてきてきていること、また、コロナ禍で控えていた学校の水道や冷水器を利用する生徒が増えたこと、また、令和四年度中に一番売上げが多かった品目でございます。炭酸飲料を、保護者からの意見もありまして、令和五年四月以降、除外したことなどが考えられると分析をしております。

続きまして、(3)自販機設置事業の収支状況でございますが、令和五年度の月平均の売上額は、設置事業者が負担する貸付金額及び電気料金の月額の合計を下回っているという状況でございます。

(4)設置場所についてでございますが、下の略図にありますとおり、桜丘中学校の敷地大半が国有地でございます。国有地を管理する財務省からは、借地している土地には自販機の設置は認められないとの見解がございまして、区有地である北校舎前に設置をした経緯がございます。

最後に、5の今後の方向性でございますが、引き続き、学校生活への影響などに関する検証を行いまして、学校現場とも十分協議をした上、令和七年度以降の自販機の取扱いについては判断してまいりたいと考えてございます。

説明は以上でございます。
○渡部教育長 ただいまの説明に対して、御質問、御意見がございましたら、どうぞ。

○中村委員 ある意味、売上状況が赤字という状況ですので、これは業者から撤収したいとか、そういうことはないのでしょうかというのが一点。

もう一点は、このような状況で、今後、いわゆる設置学校数を増やしていく方向なのか、それとも、ちよつと様子見なのか、そのあたりを二点質問したい

と思います。

○井上教育総務課長　まず、一点目の事業者の思いといいますか、まだ正式にやり取りというわけではありませんが、販売の数値を区側に上げていただくというのが事業者との契約の中に含まれておりまして、先ほど御紹介したとおり、人気の商品が除外されたという部分もあったり、コロナ禍で冷水器などを利用するのもあつて半減していますねという話の中では、やはり月々の貸付金額よりも売上げが下回っている状況を加味すると、試行設置期間以降の現時点での条件では、設置には少し難しいかなという感覚というのでしょうか、感触は得てございます。

また、今お話しがありました令和七年度以降の他校への設置拡大云々等でございますが、先ほど今後の方向性ということで申し上げましたけれども、まずは桜丘中学校の状況を加味しまして、この試行設置以降、桜丘中学校の自販機をどうするかまず検討していく中で、仮にこれが試行設置終了とともに、学校生活への影響などをデータとしては集約したことをもって一旦終了となれば、他校への普及、広がりはないでしょうし、まずは桜丘中学校で令和七年度以降どうするか、それを学校側とも十分協議、検討した上で、他校への拡大云々の話はその後に検討していくというふうになると考えてございます。

○中村委員　ありがとうございます。

○渡部教育長　ほかはよろしいでしょうか。それでは、次に進みます。

(6)世田谷区債権管理重点プラン（令和六〇九年度）について、本件に関して、山下学校健康推進課長より説明をお願いします。

○山下学校健康推進課長　世田谷区債権管理重点プラン（令和六〇九年度）について報告いたします。

1 主旨でございます。区では、債権管理重点プラン（令和四〇五年度）に基づき、収納率の向上と収入未済額の縮減に取り組んでいるところですが、現行

のプランは、令和五年度をもって計画期間が終了するため、令和六年度を初年度とする新たなプランの策定に向けた検討を進め、昨年九月十一日の教育委員会において骨子案を報告したところです。このたび、債権管理重点プラン（令和六〇九年度）として取りまとめたため、報告するものでございます。

次に、2、これまでの取組み状況等については、記載のとおりでございます。

次に、3、プランの基本的な考え方と取組みでございます。プランの策定においては、これまでの取組み状況を踏まえるとともに、世田谷区DX推進方針の考え方にに基づき、デジタル技術の適切な活用等により、今後とも、区民負担の公平性及び公正性の確保、収入未済額の縮減に向け、より適正な債権管理に努めていくこととしております。また、このたびのプランから、新たな取組みの一つとして、生活困窮者等に対する必要な支援への連携を加え、生活困窮者などに目を向けた計画内容としてございます。プランの柱となる基本的な考え方は、五項目としております。

具体的な取組みについては、右上、三ページの資料1を御覧ください。こちらの一覧は、左から基本的な考え方及び取組み名に基づく主な取組み内容をまとめたものでございます。現行のプランから、新規とした項目を青色のマークで表しており、その中でも主な項目をピックアップして説明いたします。

(3)徴収体制の強化のうち、③効果的かつ効率的な徴収体制の検討としまして、強制徴収公債権を対象とし、事務の統合、滞納事案の徴収移管や財産調査等について、区にとって最適な手法等を検討し、実施を目指してまいります。

次に、基本的な考え方の(4)生活困窮者等に対する必要な支援への連携の①生活困窮者等に対する保健福祉所管への連携としまして、二つ目の生活困窮者等について、本人の同意の下、各債権間で情報共有及び法令に基づいた適切な措置が取れるよう、連携手法について検討及び実施を目指してまいります。

続きまして、四ページの資料2を御覧ください。こちらがプランの本編となります。右上、六ページでございますが、プランの計画の趣旨と計画期間を記載してございます。

次に、七ページからは、過去五年間における債権の推移を記載してございます。こちらの内容は、昨年九月の報告内容と同様でございます。

ページを少し進んでいただきまして、一四ページから一五ページにかけて、3、これまでの取組みにおける主な実績と課題について記載をしてございます。

続いて、二〇ページに進んでいただきまして、6の重点的に取組むべき債権につきましましては、従前どおり九債権としてございます。(2)の表の中に、⑨で学校給食費が含まれてございます。

続きまして、二二ページから対象九債権の個票となっております。学校給食費につきましましては、三八ページ及び三九ページに掲載をしてございます。

一番最後の三九ページをお開きください。3、目標と、5、目標実現に向けた取組みでは、それぞれ現年分と滞納繰越分に分けて記載することとしておりますが、給食費の無償化を継続していく方針であることから、現年分については目標値などは定めておらず、滞納繰越分について目標値や取組みを定めております。詳しくは、後ほど御確認いただければと思います。

二ページのかがみ文にお戻りいただきまして、4、今後のスケジュールでございます。三月に区のホームページにおいて、このプランを公表いたします。

説明は以上でございます。

○渡部教育長 ただいまの説明に対して、御質問、御意見がございましたら、どうぞ。

「「なし」の声あり」

○渡部教育長 それでは、次に進みます。

(6) 区立中学校の給食の自校調理化について、本件に関して、山下学校健康推進課長より説明をお願いします。

○山下学校健康推進課長 区立中学校の給食の自校調理化について報告いたします。

1、主旨を御覧ください。教育委員会では、この間、学校給食の自校調理方式の全校導入を目指して取り組んでいるところですが、今回、親子調理方式の中学校二校について、改修工事に合わせて給食室の新設が可能となったことから、自校調理方式による学校給食の提供を開始いたします。

2、対象校ですが、芦花中学校と砧南中学校です。

3、開始予定時期は令和七年四月からを予定してございます。

4、経費ですが、主に調理機器などの新規購入にかかる経費を見込んでございます。そのほか、給食室の整備費もかかりますが、給食室にかかる分だけの金額を算出することが難しいため、参考として全体の改修工事費をそれぞれ記載してございます。

5、今後のスケジュールにつきましては記載のとおりです。

6、その他の(1)ですが、今回の給食室の整備に伴い、給食を停止することはありません。また、(2)では、残る親子調理方式の学校と、太子堂調理場からの配送校について記載してございます。引き続き、学校改築や大規模改修に合わせて自校調理化を進めてまいります。

説明は以上です。

○渡部教育長 ただいまの説明に対して、御質問、御意見がございましたら、どうぞ。

「「なし」の声あり」

○渡部教育長 それでは、次に進みます。

(7) 区立小・中学校における学校給食費完全無償化の実施に伴う保護者の負

担軽減に向けた支援について、本件に関して、山下学校健康推進課長より説明をお願いします。

○山下学校健康推進課長 区立小・中学校における学校給食費完全無償化の実施に伴う保護者の負担軽減に向けた支援について報告いたします。

学校給食費完全無償化、つまり、無償化を継続していくことについては、十一月十六日の教育委員会において報告したところです。その際、関連する取組みとして、資料にあります2の保護者の負担軽減に向けた支援に記載している(1)から、二ページ目の(4)までの四つの支援事業について検討している旨を報告いたしました。このたび、その四つの支援事業を実施する方針を決定しましたので、改めて報告するものです。なお、各事業の内容につきましては、一部を除き十一月に報告した内容から大きな変更はございません。

資料の2(1)学びの多様化学校（不登校特例校）分教室「ねいろ」への給食配送についてですが、令和六年度の夏休み以降に配膳室の整備を行い、令和七年一月からの給食開始を予定しております。

次に、(2)「ほっとスクール」での対応についてですが、民間事業者の弁当を注文できるよう、まずは年度内に試行し、四月から実施する予定でございます。

次に、(3)アレルギー等による弁当持参者への支援については、アレルギーや宗教上の理由などにより、日々弁当を持参している場合に給食費相当額を支給いたします。

以上、(1)から(3)までは特に変更はございません。

次に、二ページを御覧ください。(4)特別支援学校に通う児童・生徒への支援についてです。世田谷区に住所を有し、特別支援学校の小学部または中学部に在籍する児童・生徒を対象に、それぞれの学校の給食費実費相当額を支給する予定です。なお、都立の特別支援学校については、当初支援の対象に含める

想定でございましたが、東京都が令和六年度から学校給食費無償化を実施する見込みであるため、対象には含めないことといたしました。

3、今後のスケジュールですが、四月以降、それぞれの支援事業のスケジュールに従いまして順次進めてまいります。

説明は以上です。

○渡部教育長 ただいまの説明に対して、御質問、御意見がございましたら、どうぞ。

「「なし」の声あり」

○渡部教育長 それでは、次に進みます。

(8)令和六年度の区立小・中学校給食用食材費高騰への対応について、本件に関して、山下学校健康推進課長より説明をお願いします。

○山下学校健康推進課長 令和六年度の区立小・中学校給食用食材費高騰への対応について報告いたします。

1、主旨を御覧ください。学校給食の食材費については、昨年十二月から給食費単価の一五%相当分を上乗せして対応しているところですが、先日、東京都から令和六年度の学校給食用牛乳の供給価格の引上げに関する情報提供があったことを踏まえ、令和六年度の食材費の増額について、現行の一五%相当分から一八%相当分といたします。

2、対応内容ですが、都からの情報提供によりますと、牛乳の供給価格の上昇額は、生乳価格の上昇額、約二・二三円に、物流コストなどの上昇分も反映され、その物流コストなどの上昇分は生乳価格の上昇額、つまり二・二三円を上回る可能性があるとして示されてございます。生乳価格と物流コスト等を合わせた上昇額は四・四六円プラスアルファとなる見込みでございまして、四・四六円に消費税を加えた四・八二円は、これまで基準としてまいりました小学校中学年の給食費単価の一・七七%に相当し、プラスの上昇分を含め、三%を現行

の給食費増額分、一五%に加えて、給食費単価に一八%相当分を上乗せして対応いたします。

3、今後のスケジュールですけれども、学校周知を済まして、四月に保護者周知を予定してございます。

説明は以上です。

○渡部教育長 ただいまの説明に対して、御質問、御意見がございましたら、どうぞ。

「「なし」の声あり」

○渡部教育長 それでは、次に進みます。

(9)自動車事故の発生について、本件に関して、渡邊生涯学習課長より説明をお願いします。

○渡邊生涯学習課長 自動車事故の発生につきまして御報告いたします。

項番1、事故の概要を御参照ください。令和六年一月二十四日水曜日の午後五時七分頃、世田谷一丁目二十番先において発生いたしました。

事故の相手方につきましては、記載のとおりです。

事故の内容としましては、生涯学習課職員が運転する庁有の軽自動車が民俗調査業務を終え、同乗者の職場に向かっていたところ、世田谷通りを右折し、直進していた際に、進行方向右手から直進してきた自転車に気づき、急ブレーキをかけたが間に合わず、自転車の後輪と接触したものです。損傷の程度としましては、人身や自転車等にはいずれも被害がありませんでした。

資料二ページを御参照ください。事故発生現場などの状況は、図にお示しのとおりです。

資料一ページ、項番2へお戻りください。事故後の対応につきましては、現場におきまして、警察官の立会いの下、事故の内容や損傷の有無について確認を行いました。後日、相手方の保護者からは、損害が生じていない旨の申出が

ありましたが、引き続き経過を確認しながら、誠意を持って対応してまいります。

また、交差点手前での安全確認の徹底はもとより、運転時には細心の注意を払うよう課全体で本件を共有し、指導しました。今後の再発防止に向け、継続的に安全運転を喚起、啓発してまいります。誠に申し訳ございませんでした。

私からの報告は以上です。

○渡部教育長 ただいまの説明に対して、御質問、御意見がございましたら、どうぞ。

「「なし」の声あり」

○渡部教育長 それでは、次に進みます。

(10) 「旧林愛作邸」の保存について、本件に関して、渡邊生涯学習課長より説明をお願いします。

○渡邊生涯学習課長 それでは、「旧林愛作邸」の保存について御報告いたします。

資料一ページ、項番1の主旨を御参照ください。旧林愛作邸は、大正六年、一九一七年にフランク・ロイド・ライトが設計し、建築された林愛作の自邸として駒沢一丁目に現存しております。区では、貴重な歴史的建造物であることを踏まえ、平成二十七年に世田谷区街づくり条例に基づく街づくり誘導指針を策定し、現位置での保存を基本として適切な保全をお願いするとともに、教育委員会としても、かねてより文化財指定による保護について所有者に要請をしてまいりました。一方、令和三年に現所有者に所有権が変更して以降、日本建築家協会や、アメリカにあるフランク・ロイド・ライト財団などから所有者に対して保存の働きかけを求める意見も頂戴しております。今後、当該敷地において土地利用が想定されますことから、旧林愛作邸の現地保存の必要性を明確にするとともに、区教育委員会の意思を明確に示すため、所有者に対し、文書

により、文化財保護制度の下での保存と将来的な公開、活用を求めることとしました。

項番2と、二ページの案内図、三ページの配置平面図を併せて御参照ください。

旧林愛作邸の概要は記載のとおりでして、駒沢大学駅の南側に位置しており、西側を駒沢大学、南側を都立駒沢公園、東側は目黒区に接しており、約二万七千五百平米と大きな敷地の中にあります。

ライトは近代建築の三大巨匠の一人と称され、フランク・ロイド・ライトの二十世紀建築作品群八件は、二〇一九年にユネスコ世界遺産にも登録されており、国内には、旧林愛作邸のほか、帝国ホテル旧本館の玄関部分及び、いずれも重要文化財に指定されている自由学園明日館、旧山邑家住宅の計四棟が現存しております。

旧林愛作邸の特色は、建物の高さを押さえ、地をほうような造形とともに、広大な庭園と、当時南側にあった旧東京ゴルフ倶楽部とが一体となって、武蔵野の景観を想起させる眺望を生み出し、広大な敷地に根差した住宅というフランク・ロイド・ライトが思想したプレーリーハウスを体現するものとなっております。また、農村が多く見られた駒沢地域が大正から昭和にかけて、近代化、都市化していく過程を物語る貴重な歴史資料でもあります。こうしたことから、旧林愛作邸は二棟の重要文化財と同様に貴重な近代遺産であり、文化財的価値は高く、区民のみならず、国民共有の財産として、文化財保護制度の下で保存や公開など、活用されるべきものであると認識しております。

これまでの経緯や今後の予定につきましては、項番3及び4に記載のとおりです。

説明は以上です。

○渡部教育長 ただいまの説明に対して、御質問、御意見がございましたら、

どうぞ。

「「なし」の声あり」

○渡部教育長 それでは、次に進みます。

(11)認可保育所等の余裕スペースを活用した放課後児童健全育成事業の実施について、本件に関して、加野地域学校連携課長より説明をお願いします。

○加野地域学校連携課長 認可保育所等の余裕スペースを活用した放課後児童健全育成事業の実施について御報告いたします。

1、主旨でございます。新BOP学童クラブの大規模化等の解消に向けた新たな取組みとして、十二月の委員会で御報告をした認可保育所等の余裕スペースを活用した放課後児童健全育成事業につきまして、この間、こども家庭庁との協議や学識経験者、区内私立認可保育所等の意見を踏まえ、令和七年四月より本事業を実施することといたしましたので、御報告いたします。

2、事業の実施に向けた検討経緯です。(1)国による放課後児童対策についてでございます。国では、放課後児童対策の一層の強化を図るため、令和五年十二月二十五日付で、放課後児童対策パッケージを発出しており、この中で、区が協議を行った保育所等も放課後児童クラブを開設する場として積極的に活用することについて触れられています。

(2)区内の私立認可保育所等への調査でございます。本年一月の私立保育園長会で本取組みの説明を行い、公募の意向を確認するアンケート調査等を実施しました。集計結果では多くの賛同があり、本取組みを希望したり、前向きに検討する園があることが確認でき、一方で、余裕スペースや人員確保の課題を挙げる事業者も多くあったことから、今後、事業者への説明を丁寧に行ってまいります。

参考として、アンケート結果を掲載しております。本事業実施の意向として、前向きに検討が約二五%、検討中が約三〇%となっております。また、次

のページですが、提案型整備の実施について、八割弱の事業者が実施したい・前向きに検討・興味があると回答しています。

3、事業概要です。おおむねの条件は提案型の施設と同様で、記載の内容により、令和七年四月開設に向けた準備を進めてまいります。(1)位置づけは、児童福祉法上の放課後児童健全育成事業とし、(2)対象児童は小学校一年生、(3)定員は十名以上、(6)実施場所は施設内の余裕スペースとしますが、通常の保育と学童が共存できるように、一定程度の専用スペースが必要と考えております。(10)実施方法は、区内の認可保育所、認定こども園を対象に公募を行い、選定委員会の審査を経て決定します。(12)募集数は、四十名程度の確保枠、約四施設を見込んでおり、(14)選定委員会の委員は、本件については五名体制といたします。(15)運営費等ですが、既存施設活用のため、賃料、改修費等を引いた運営に係る経費について、既存の補助制度の適用を考えております。

三ページに参考として、定員ごとの整備、運営に係る歳出額を現時点での国や都の補助制度を基に想定し、記載しております。

4の(1)令和七年度以降の事業展開についてです。令和七年四月以降、実施する園の好事例を共有しながら事業展開を図り、本事業の整備数については、民設民営放課後児童クラブの整備状況を踏まえつつ、検討を進めてまいります。

(2)スケジュールについては、記載のとおりです。

説明は以上です。

○渡部教育長 ただいまの説明に対して、御質問、御意見がございましたら、どうぞ。

「「なし」の声あり」

○渡部教育長 それでは、次に進みます。

(12)世田谷区立中学校部活動地域移行に係る検討委員会報告書(案)について、本件に関して、加野地域学校連携課長より説明をお願いします。

○加野地域学校連携課長 それでは、世田谷区立中学校部活動地域移行に係る検討委員会報告書（案）について御報告いたします。

1、主旨でございます。区では、令和四年十月に世田谷区立中学校部活動地域移行に係る検討委員会を立ち上げ、十二回にわたり開催してまいりましたが、このたび、検討委員会の議論のまとめとして、提言として報告書（案）が取りまとめられたので、報告します。今後は、検討委員会において三月末に報告書を取りまとめ、教育委員会への提言を行い、提言を受け、教育委員会では十一月を目途に教育委員会における区立中学校部活動地域移行に向けた方針を決定する予定です。

検討委員会委員名簿及びこれまでの検討状況は、別紙1、別紙2のとおりでございます。

3、報告書（案）の概要についてです。生徒を中心とすること、ストューデント・センターの考えを基本とする新たな価値を前提に、部活動地域移行を進めていくこと、また、将来にわたって生徒が継続的に参加できる場を確保する方策を早期に検討し、着実に具体的な策を進めていくことが重要であるということが記されており、教員のワークライフバランス推進のための部活動の地域連携及び地域でスポーツ・文化に親しめる環境づくりの二つの視点から具体的な進め方を提言しております。さらに、区立中学校の部活動の実態、ヒアリング結果や、中学生、保護者、教員へのアンケート、検討部会での中学生等の意見、トライアル事業の参加者の意見等を掲載し、これらから考察される課題等を挙げております。

4、今後のスケジュールについては記載のとおりでございます。

報告は以上です。

○渡部教育長 ただいまの説明に対して、御質問、御意見がございましたら、どうぞ。

「「なし」の声あり」

○渡部教育長 それでは、次に進みます。

(13)世田谷区教育の情報化推進計画（案）について、本件に関して、山口教育研究・ICT推進課長より説明をお願いします。

○山口教育研究・ICT推進課長 それでは、私から、世田谷区教育の情報化推進計画（案）について御説明いたします。

十一月開催の教育委員会に報告いたしました素案の内容につきまして、内容を精査し、一部加筆、修正した案を作成いたしましたので、御報告いたします。

1、主旨、計画期間及び内容につきましては、記載のとおりでございます。
3、素案からの主な変更点につきまして御説明いたします。本資料、右上ページ番号の一〇ページの中央部分以下を御覧いただきたいと思います。下の⑥統合型校務支援システム導入に伴う教員が子どもと向き合う時間の変化という項目を追加するとともに、その令和五年度の調査結果、八二・五%を記載してございます。

なお、同ページのICT機器使用により探究心が向上した児童・生徒の割合八六・九%、及びその下、オンライン授業運営に必要なICT活用指導スキルを有する教員の割合七七・二%につきまして、それぞれ令和五年度の調査結果を新たに記載してございます。

続きまして、一六ページを御覧ください。このたび、教育ダッシュボードのイメージが湧くよう、ダッシュボードのイメージ図を追加いたしました。その下に記載があります「1.教育データ利活用の推進」に関する今後五年間の取り組み予定を追記いたしました。詳細は、記載のとおりでございます。

続きまして、一九ページにお進みください。「2.教員のICT活用指導力の向上」に関する今後の取り組み予定を追記いたしました。詳細は、記載のとおりでございます。

続いて、二一ページにお進みください。「3. 児童・生徒の情報活用能力の育成」に関する今後の取組み予定を追記いたしました。詳細は、記載のとおりでございます。

続きまして、二四ページを御覧ください。「4. 働き方改革の推進」に関する今後の取組み予定を追記いたしました。同様に、詳細は記載のとおりでございます。

続きまして、二七ページにお進みください。「5. 生成AIの教育利用の促進」に関する今後の取組み予定を追記いたしました。同様に、記載のとおりでございます。

続いて、三〇ページにお進みください。「6. ICT機器の安定運用及び確実なリプレイスの実施（老朽化対応）」に関する今後の取組み予定を追記いたしました。詳細は、記載のとおりです。

資料一ページにお戻りください。4の今後のスケジュールにつきましては、記載のとおりでございます。

以上で御説明は終わります。

○渡部教育長 ただいまの説明に対して、御質問、御意見がございましたら、どうぞ。

「「なし」の声あり」

○渡部教育長 それでは、次に進みます。

(14)第十四回世田谷ガリレオコンテストの実施結果について、本件に関して、山口教育研究・ICT推進課長より説明をお願いします。

○山口教育研究・ICT推進課長 それでは、私から、第十四回世田谷ガリレオコンテストの実施結果について御報告いたします。

ガリレオコンテストは、区立中学生の科学への関心を高め、豊かな創造力と問題解決の力を育み、学ぶ意欲を醸成することを目的として実施してございま

す。

資料の1、日時、2、会場は記載のとおりでございます。

3、今年度の実施概要ですが、今年度は応募総数二千二百五十三点の中から、第一次、二次審査を経て選出されました九名の生徒が当日、研究発表を行いました。九名のうち、前半五名、後半四名に分けて研究発表を行い、質疑、応答については、前半、後半の研究発表者がオープンスペースへ研究ポスターを用意し、来場者全員が質問者としてフリーに移動し、質問ができる全体質問会として実施いたしました。たくさんの方から多様な質問を通して、新たな研究の視点に生徒が気づき、今後の研究活動につなげられるようにいたしました。

研究発表の後、子どもインフルエンサーによるICT活用紹介、大学教授の講演を挟み、専門家による最終審査を行い、審査結果の発表、表彰を行いました。

4、参観者数、5、応募総数についてですが、記載のとおりでございます。

6、審査結果、(1)受賞者及び(2)審査員につきましては、資料一ページから二ページ上段のほうに記載してございます。

7、協力団体につきましては、記載の区内大学二校と、三事業所に御協力をお願いいたしました。

8、その他についてですが、研究発表後、質疑、応答に使用した研究ポスターは、教育総合センター一階「らぼラボ」で一年間展示する予定でございます。今年度の生徒たちの研究発表の総括といたしましては、日常生活で気づいた小さな疑問をテーマとして深く探究していくことで、生徒それぞれの個性が輝く研究となり、子どもたちの課題解決能力が育っていることを実感いたしました。

報告については以上です。

○渡部教育長 ただいまの説明に対して、御質問、御意見がございましたら、

どうぞ。

〔「なし」の声あり〕

○渡部教育長 (15)その他の連絡事項等はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○渡部教育長 本日は、資料配付が一件ございますので、御覧になっておいてください。

それでは、ここで日程の追加についてお諮りいたします。

追加議事日程資料を御準備願います。

本件を本日の議事日程に追加したいと思いますますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○渡部教育長 御異議なしと認め、本日の議事日程に追加することと決定いたします。

追加日程は、人事に関する案件であるため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第十四条の規定により、非公開の会議といたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○渡部教育長 御異議なしと認め、追加日程の審議は非公開の会議により行います。

なお、追加日程の審議終了後に非公開の会議を解き、本日の委員会を終了いたします。

なお、その際には、退席した事務局職員の再出席は求めないこととします。

非公開の会議に当たりましては、関係職員として、知久教育政策・生涯学習部長、小泉学校教育部長、宇都宮教育総合センター長、井上教育総務課長、前島学校職員課長、山本教育指導課長、加藤教育相談課長、書記の大野教育総務課調整係長の出席といたします。

それでは、ほかの事務局職員及び速記者は御退席をお願いします。

午前十一時三十分非公開の会議開始

〔非公開の会議〕

午前十一時三十九分非公開の会議終了

○渡部教育長 再開いたします。

次回の教育委員会は二月二十七日火曜日午前十時から教育委員会会議室において開催いたします。

以上をもちまして本日の日程は全て終了いたしました。

これをもちまして令和六年第三回世田谷区教育委員会定例会を閉会いたします。

午前十一時四十分閉会